

災害時の業務応援協力に関する協定書

吉野川市水道事業（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害又は事故（以下「災害等」という。）の発生時における業務応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により水道業務に大きな支障が生じたときに、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関する事項を定める。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等発生時に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に業務の応援を求めることができる。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、または文書による応援要請が困難な場合は、電話、メール等文書以外の方法で行うことができるものとし、後日早急に要請に関する文書を送付する。

2 前項の規定による応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要人員
- (3) 応援を必要とする業務内容
- (4) 応援が必要な期間
- (5) その他必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、甲の応援要請を受けたときは、災害時の対応手順を踏まえ、速やかに応援業務を行うための体制を整え、可能な限りにおいて、必要な人員を出動させ、甲が行う応急対策に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。

3 乙は、災害等により甲及び乙の営業所との音信が不通となった場合は、情報収集を行い、必要に応じて調査員を派遣し、または応援要員を出動させるものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。

- (1) 電話対応
- (2) 広報活動
- (3) 応急給水支援
- (4) その他特に要請のあった業務

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき乙が行った応援業務で、「吉野川市上下水道料金徴収等包括業務」の契約に基づく業務以外の応援業務に要した費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により決定された額を甲に請求するものとし、甲は規定に基づきこれを乙に支払うものとする。

(労災補償)

第7条 乙の従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により保障するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害等の情報伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、応援業務について甲から要請があった場合は、必要事項を報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までとする。ただし、上下水道料金徴収等包括業務委託契約が期間満了前に解除された場合は、解除の日までとする。

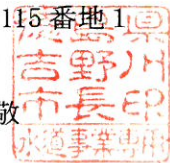
(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年12月28日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115番地1
吉野川市水道事業
吉野川市長 原 井 敬



乙 愛媛県松山市一番町一丁目 15番2号
松山一番町ビル4F
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店
支店長 久我 幸路

